

「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」の要望活動

早期実現に向け組織の総力を挙げて活動展開

自治体への「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」の要望活動は、各地方のたばこ組合組織を中心に、たばこ耕作組合や生活衛生同業組合等の関係団体と一致協力しながら、首長や地方議会の議長、議員に向けて総力を挙げたの陳情活動を全国規模で繰り広げてきた。願いは、地方たばこ税を活用した、自治体による喫煙施設の設置推進を含む、分煙環境整備による「禁煙より分煙を。目指せ、分煙先進国」の早期実現である。

陳情書・要望書・意見書の提出など

要望活動は昨年未以降、総務省の事務連絡(別掲)を追い風として活発化したものの、想定外の新型コロナ禍の影響で中断せざるを得ない状況となった。全協まとめによる直近の活動実績は、対話活動が378件、首長への陳情が74件のほか、陳情書・要望書・意見書の提出が1444件に上るほか、水面下では、たばこに理解のある議員が議会で一般質問を行うなど関係方面への対話や意思疎通の活

動を継続する一方、自治体から国への請願書の提出や要望も継続実施中である。模範となった取り組みは、九州南部連合会と九州中部連合会だ。九州南部連合会は、たばこ耕作組合や生活衛生同業組合などと連携を密にしながら鹿児島県及び管内の全43市町村の首長と議会へ陳情書を提出するとともに、宮崎県でも同様の活動を繰り広げた。また、九州中部連合会でも、たばこ耕作組

合と協働して全国町村会の荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)に要望書を提出(ともに本紙4月号既報)、同じく熊本県議会たばこ議員団にも県議会から国への意見書提出を要請した。

今後は、コロナ禍の収束状況を見据えながら、たばこ組合が中心となって都道府県及び市町村への要望活動を強めていくこととなっている。各組

「安心」「安定」につながる施策

改正健康増進法の全面施行等により、屋外は原則禁煙となった。望みは屋外喫煙所の設置である。しかし、自治体の対応は千差万別、大筋は既存喫煙所の閉鎖・撤去に傾いているようだ。

地方たばこ税は、たばこ販売店が仕入れ時にその税金を前払いし、喫煙者は1箱(20本入り490円)当たり

132・44円の税金を負担、その総額は年間1兆円強に上る。

しかし、自治体の中には、販売店ならびに喫煙者の重い税負担を顧みず、徴税費なしにごく当たり前の如く

積極的に地方たばこ税の活用を検討を促す」との事務連絡が出された。これが、活動の追い風となっている。

ある関係者は「今回のコロナ禍でたばこの売行きが激減することは必至。財政面で、当初予算額を確保できなくなるのではないかと。当たり前の税収が、当たり前でなくなり、たばこ税のありがたみを痛感するのではないかと」という。

自治体の財政に貢献する地方たばこ税の一部を分煙環境整備に充当することは、消費場所・機会を確保することで、販売店にとっては「生業であるたばこ販売が安定的に商える環境を作ること」であり、喫煙者にとっては「安心して安らぎを得る場所」となり、自治体にとっては「地方たばこ税の安定的な確保」につながる。まさに3者の「安心・安定」につながる取り組みと言えよう。

これまで たばこ議員連盟総会から 総務省の事務連絡まで

本活動の目的は、望まない受動喫煙の防止につながる「地方たばこ税の一部を分煙環境整備等に活用できる、全国的制度の整備・実施」にある。

端緒を開いたのは、昨年10月の自民党たばこ議員連盟(野田毅会長)総会において、全協、全国たばこ耕作組合中央会(以下、耕作組合)から要望を受けて「地方たばこ税を活用した分煙環境整備の早期実現を目指して関係方面との対話・推進活動を行う」との活動方針が全会一致で採択されたことだった。次いで、全協と耕作組合は自民党及び公明党(政府与党)の2020年度税制改正に関

する団体要望においても、各財政金融委員長宛に強く要望した。そして、その成果として「令和2年度税制改正大綱」に「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促す」とする、今後の方向性が明示された。

これを受けて2020年1月には、総務省から全国自治体の税制担当課などに「今後の地方たばこ税の安定的確保に資するため屋外分煙施設の整備を図るために

「スモコレ2020」開催中止に

長年にわたって、たばこ・喫煙具を販売する商店等を対象とする日本で唯一の「たばこ関連商品」の展示・商談フェアである「スモコレ」は、本年も10月中旬ごろに開催される予定であったが、この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、中止されることとなった。

一般社団法人スモーキングコレクション実行委員会では、10月の開催を目指して準備を進めていたが、5月下旬の段階では、開催予定日に来場されるみなさまや、出展者のみなさまの安全が十分に担保できないことから、開催中止を決定したものの。

店頭灰皿を設置しましょう!! 「3密」回避の注意喚起表示も

政府が、去る4月7日に発令した新型コロナウイルス感染防止の緊急事態宣言以降、多くの屋内外喫煙所の閉鎖や撤去が進んだが、ここにきて経済活動の再開もあり、公共喫煙所や店頭スタンド灰皿も徐々に復活しつつある。

しかし、喫煙所に対する一部世間からの「3密(密閉・密集・密接)」回避に関する指摘があることは事実だ。そのため、注意喚起のルール表示が必要となっている。具体的な「3密」回避表示の事例を紹介しよう。

東京・港区の大型指定喫煙所には、「ソーシャル ディスタンス(「離れて」)を大きく明示、「定員は17名」「会話・電話等は控える」、「混みあっているときは、少し待つ」旨の文言を付記している(写真参照)。また、「喫煙目的室」では「利用人数5名、使用時間5分」と、人数と時間を制限していた。このような事例を参考に、喫煙者に憩いの一服を提供する姿勢を明確に打ち出しながら店頭灰皿を設置しましょう!!

